

(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価準備書についての環境  
影響評価に関する公聴会の状況

日 時：令和5年11月25日（土）

午後1時から午後1時20分まで

場 所：田原福祉センター 大会議室

田原市赤石2丁目2番地

公述人：1名

公述人が述べた意見の要旨

○ 公述人（1人目）

環境影響評価制度は手続法であり、規制法ではないことから、その手続は、確実に守られる必要があります。

そのため、知事意見は勘案することが定められ、住民意見に配慮する以上の強い意味があります。知事意見は、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いたものであり、意見といいながら指示の意味を持っています。このため、知事意見に反するようなことはできないはずです。

知事意見である「公表する図書について印刷できるように」、「縦覧期間後も閲覧できるように」を誠実に実施すべきです。

これに対して、事業者は「ノウハウが流出する」と言っていますが、「そうした事実は今まで確認されていない」とも言っています。知事意見を守らず、県民の皆さんが見ることができるのは、「あらまし」だけです。インターネットでも、1,000ページを超える環境影響評価書を見ることができない状態になっており、実にけしからぬことだと思います。

事業者は、他の環境影響評価において、当初は「著作権が侵される」と言っていましたが、批判を受け、いつの間にか「ノウハウの流出のおそれ」と言い、「そうした事実は確認されていない」と言っています。愛知県知事の意見に従わない極めて悪質な事業者と言わざるを得ません。

事業者の見解は、内容を丁寧に記載すべきです。配慮書への意見に対する事業者の見解は、全体として意見を繰り返し、意見されたことに対して「検討します」、「努めます」と言うだけで、意見を真摯に捉えて検討し

た結果が見られません。これでは見解書とは言えないと考えます。知事意見は、事業内容の見直しも求めており、こうしたことについて、見解がきちんと述べられていないというのは、極めて問題だと言わざるを得ません。

希少猛禽類の調査について、2 営巣期を含む調査期間にすべきですが、これについても知事意見に従っておらず問題です。

それから、本来、環境影響評価は、ゼロオプションを含めて複数案を検討すべきですが、配慮書で出てきたA案は、森林法の保安林解除が不可能な案であり、この案ではなくB案にしましたという非常に安易な対応をしています。ゼロオプションについては、「適切な環境保全措置を検討していきます」というだけで、何を検討していくのか全くわからないというのが現実です。保安林を潰す事業計画の案は、再検討すべきだったと考えます。

また、本事業の工事工程が非常に大雑把であり、工事中にどのような環境影響が実際に起こるのかということについても、記載が不十分であると言わざるを得ません。工事排水の処理に関する施工方法も具体的に記載されていません。

全体的に「適切に対応します」という記述が極めて多く、もし、それが許されるのであれば、環境影響評価の手続は、図書に「法に従って適切に行います」ということを書けば、環境影響評価は全て終わってしまうということにもなりかねません。そういう意味では、環境影響評価法を無視する極めて悪質な事業者と言わざるを得ません。

バードストライクについて、全国や対象事業実施区域周辺の調査をきちんとすべきだと考えます。植物のハギクソウは、対象事業実施区域内にあるのかどうかを明記すべきです。風力発電機が低騒音型であるかどうかということについても、記述が曖昧なままです。

累積的な騒音の影響について、風車騒音の各社の音源データを、どのように求めているかが十分に記載されていない点が問題だと考えます。

それから、道路交通騒音、建設機械の稼働、施設稼働における騒音の評価手法は、おかしいと言わざるを得ません。特に、道路交通騒音における特例の環境基準について、2010年5月20日の広島高裁判決の最高裁決定により確定した受忍限度を5 dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきと考えますが、そういったことについての見解はありません。建設機械の稼

働や施設稼働における騒音の評価手法についても疑問が残ります。低周波音の評価手法も、最新の環境省の評価指針を用いるべきであります。これを用いていないのはなぜなのでしょう。

また、工事車両振動の評価が、要請限度になっており、理解に苦しみます。風車の影及び景観の影響評価が、あまりにも一般的な内容で終始しています。もう少し詳しく風車の影及び景観の評価を行うべきではないかと思えます。

動物の評価について、環境の保全のために配慮すべき事項が極めて不十分だと言わざるを得ません。植物の影響評価もあまりにも一般的です。この地域の状況に応じた評価をしっかりとすべきです。生態系全体の評価結果についても、あまりにも一般的すぎると言わざるを得ないです。

風車の影の調査地点が不明で、どこでどのような調査をしたのかという詳細がなく、極めて不十分だと言わざるを得ません。

風車の影の予測条件は、太陽高度3度以上と設定されていますが、これは不十分だと言わざるを得ないです。風車の影の評価について、環境省の指針に従うと言いつつ、どれを使っているのかが明記されていません。風車の影の予測は、早朝日没時行うべきだと考えます。

景観の評価は、垂直見込み角だけでは極めて不十分だと言わざるを得ないです。風車で発電した電力を運ぶための自営線について、景観の観点から地下埋設にすべきと考えます。

それから、渥美福寿園からの景観予測をきちんとすべきだと考えます。

また、景観の累積的影響について、個々の風力発電施設の垂直見込み角は、環境影響の評価基準に照らして問題ないような場合でも、5基以上連続して設置されれば大きな影響を与えます。

休暇村伊良湖北側道路では、本事業のあつみ第二風力発電事業5基、あつみ風力発電所2基、田原中山風力発電事業6基、渥美風力発電所7基の全てが眺望に入り、風力銀座の様相を呈しています。ところが、こうした累積的影響の予測をしながら、評価がありません。騒音、低周波音のように累積的な評価をすべきです。

環境影響評価の項目の選定で、土壌、水質を追加すべきと考えます。

環境影響の回避・低減に係る評価の環境保全措置は極めて不十分です。中部電力（株）は、新名古屋火力発電所に係る環境影響評価で、騒音予測

をして、規制基準を超えるものをごまかしたという過去の実績があります。今回も、そうしたことがないようにきちんとしていただく必要があります。

風車騒音は環境基準、指針値を守れていません。

施設稼働時における既設風力発電所を含めた低周波音の累積的な影響を調査すべきと考えます。

バードストライクのレーザー観測は、不備があります。